

補助金で、 新事業への

最大
300万円

チャレンジを支援！

堺市 新事業チャレンジ 支援補助金

補助率	補助上限額
1/2以内	300万円

この制度は、中小企業者に対して新たな事業にチャレンジする経費を補助することで、製品・技術・サービスの高付加価値化や、新分野進出の円滑化等に資することを目的としています。

受付期間： **令和 8 年 5 月 1 日（金）～6 月 30 日（火）**

電子申請可能

申請について

電子メール&大容量ファイル送受信サービスによる電子申請、又は持参、郵送で受け付けます。申請の方法や必要な書類、制度詳細は下記の補助金案内ページからご確認ください。

事業計画の認定可否は、ご提出いただいた書類をもとに、**外部の有識者等で構成する審査会**での審査を経て決定します。



堺市 産業振興局 産業戦略部 地域産業創造課

TEL : 072-228-7455

E-mail : chisan@city.sakai.lg.jp



補助金の案内ページはこちら

▶ <https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/chusho/proddev/monochalle.html>

補助対象となる経費は？

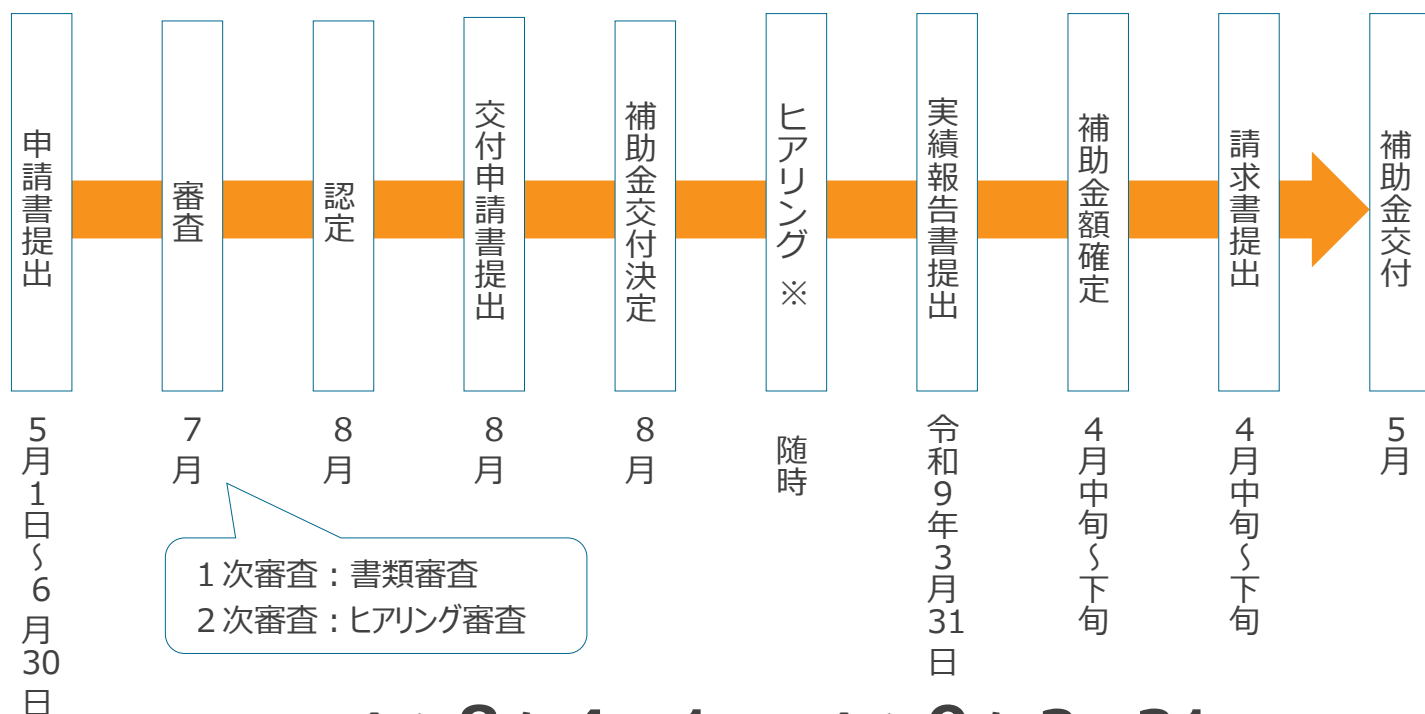
科 目	内 容
機械装置費(※)	機械装置・工具器具の購入、製造、改良、据付、借用、修繕に要する経費
施設等賃料(※)	施設・土地等の賃料
原材料・副資材費	開発品の構成部分、研究開発等の実施に直接使用し消費される原料、材料及び副資材の購入に要する経費
委託外注費	製造、改良、加工、試験分析、設計、実験、デザイン、技術コンサルタント、システム開発等に要する経費
共同研究費	大学等・公設試験研究機関との共同研究契約に基づく研究費
産業財産権関係費	開発した製品・技術の特許等の出願に要する経費 または、特許等を他の事業者から譲渡または実施許諾を受ける場合の経費

※機械装置費及び施設等賃料の補助金額の合計は、補助金総額の2分の1以内。

申請する事業計画の要件は？

1. **申請者が主体**となって実施する新製品・新技術の開発を伴う事業であること。
2. **本市内の主たる事業所または研究開発拠点**において実施する事業であること。
3. **3年以内の完了**をめざす事業計画であること。
4. 既に普及している技術・方式の導入等の事業計画でないこと。
5. 同一事業内容で国または他の地方公共団体、その他公的機関から補助金等の資金助成の交付決定を受けていないこと。

申請から補助金交付までの流れは？



補助対象期間は**令和8年4月1日**から**令和9年3月31日**までです

※補助事業の進捗状況のヒアリングやフォローアップを実施予定です。